

平成30年(ワ)第 号 損害賠償等請求事件
原告 西島清順
被告 田中康夫



証拠説明書

平成30年3月20日

神戸地方裁判所伊丹支部 御中

原告訴訟代理人弁護士 橋 口 玲 

同 金 大 燁 

同 平 井 遼 介 

同 増 山 健 

号証	標 目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲1	本件プロジェクト 公式ホームページの プリントアウト書面 (抄) (http://www.soratree.jp/)	原本 平成30年 3月18日 (印刷日)	本件プロジェクト 実行委員会	本件プロジェクトの概要
甲2	登記情報 (そら植物園)	原本 平成30年 3月16日	一般財団法人 民事法務協会	原告がそら植物園の代表 取締役であること、そら 植物園の業務内容等

甲3	PRTIMESの ウェブページの プリントアウト書面 (https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000007.00028879.html)	原本	平成30年 3月19日 (印刷日)	そら植物園 株式会社	本件プロジェクトが平成29年12月2日から同月26日にかけて開催され、のべ141万人が来場したこと等
甲4	本件記事 (サンデー毎日2017年 12月24日号) (http://tanakayasuo.me/top/wp-content/uploads/2017/12/3a6e0d59b4098af93153b10aeb358851.pdf)	写し	平成29年 12月8日 頃 (アップ ロード 日)	被告	<ul style="list-style-type: none"> ・本件記事の内容が原告の社会的評価を低下させ、原告の名誉を毀損すること ・被告が、被告公式ホームページ内の本件ウェブページに、本件記事を掲載し、現在に至るまで公開し続けていること <p>※甲4は、被告がサンデー毎日に寄稿した本件記事を被告公式ページ内にアップロードしたもの。</p>
甲5	本件ウェブ版記事の プリントアウト書面 (http://tanakayasuo.me/top/wp-content/uploads/2018/01/0d727f802809a32179b7628f957a050b.pdf)	原本	平成29年 12月25日 (アップ ロード 日)	被告	<ul style="list-style-type: none"> ・本件記事同様の内容が原告の社会的評価を低下させ、原告の名誉を毀損すること。 ・被告が、被告公式ホームページ内の本件ウェブページに、ウェブ版本件記事を掲載し、現在に至るまで公開し続けていること <p>※甲5は、平成29年12月12日付で毎日新聞のウェブサイトに掲載されたウェブ版本件記事を、被告が被告公式ホームページ内にアップロードしたもの。</p>

甲6	被告公式ホームページ内のウェブページのプリントアウト書面(抄) (https://tanakayasuo.me/archives/21673)	原本	平成30年3月15日(印刷日)	被告	<ul style="list-style-type: none"> ・被告が、被告公式ホームページ内の本件ウェブページに、本件記事等を掲載し、現在に至るまで公開し続けていること ・被告が、本件記事等や本件動画に関する一連の経過を、被告公式ホームページ内で逐次更新して嘲笑するかの様子でまとめていること
甲7の1	そら植物園公式ホームページのプリントアウト書面 (http://from-sora.com)	原本	平成30年3月18日(印刷日)	そら植物園株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・そら植物園の事業内容 ・原告がそら植物園の代表取締役を務めつつ、そら植物園における業務のために使用する植物を自ら収集する「プラントハンター」として活動していること
甲7の2	そら植物園公式ホームページのプリントアウト書面 (http://from-sora.com/about/)				
甲8の1	テレビ番組「情熱大陸」の番組紹介ページのプリントアウト書面 (http://www.mbs.jp/jou netsu/2017/12_17.shtml)	原本	平成30年3月19日(印刷日)	株式会社毎日放送	原告のプラントハンターとしての活動がテレビ番組に取り上げられ、植物の専門家として広く社会に認知され、社会的評価を得ていること
甲8の2	テレビ番組「NHKスペシャル」の番組紹介ページのプリントアウト書面 (http://www6.nhk.or.jp/special/detail/index.html?aid=20150328)	原本	平成30年3月19日(印刷日)	日本放送協会	
甲9の1 甲9の2	本件樹木切断後の年輪を撮影した写真	原本	平成29年12月27日	そら植物園株式会社 従業員	切断された本件樹木の年輪を確認したところ、その樹齢は151年であったこと

甲10	通知書	原本	平成30年 2月1日	原告代理人	原告が、平成30年2月1日付で、被告に対し、慰謝料金100万円の支払、本件動画の一部の削除等を求めたこと
甲11	回答書	原本	平成30年 2月15日	被告	<ul style="list-style-type: none"> ・被告が、本件記事等の主張内容が真実ではないことにつき、被告は「各種資料の分析と信頼に値する方々への取材に基づく」と主張していること ・被告が、原告代理人に対し、甲10の請求に一切応じない旨回答してきたこと
甲12 の1 ～ 甲12 の7	<p>本件動画を撮影した映像データを記録したDVD-R</p> <p>※撮影対象：</p> <p>甲12の1 Vol.159 甲12の2 Vol.160 甲12の3 Vol.161 甲12の4 Vol.168 甲12の5 Vol.183 甲12の6 Vol.184 甲12の7 Vol.192</p> <p>※撮影場所： 原告代理人事務所</p>	原本	平成30年 3月頃	<p>撮影者：原告代理人</p> <p>本件動画の作成者：被告</p>	<p>本件動画の内容が、植物の専門家であるプラントハンターとして世間で著名な原告の社会的評価を低下させ、原告の名誉を毀損するものであること</p> <p>※甲12の1～甲12の7に記録された映像データは、それぞれ、本件動画をYouTube上で再生する様子をビデオカメラで撮影した映像データである。</p>
甲13 の1 ～ 甲13 の7	<p>本件動画の反訳文書</p> <p>※反訳対象：</p> <p>甲13の1 Vol.159 甲13の2 Vol.160 甲13の3 Vol.161 甲13の4 Vol.168 甲13の5 Vol.183 甲13の6 Vol.184 甲13の7 Vol.192</p>	原本	平成30年 3月13日	原告代理人	

甲14	広辞苑 （「愉快犯」、「三百代 言」及び「サイコパ ス」 の記述箇所を抜粋）	写 し	平成30年 1月12日	新村出	「愉快犯」、「三百代言」 及び「サイコパス」の語 義
甲15 の1	通知書	原 本	平成29年 12月28日	原告代理人	原告代理人が、平成29年 12月28日付で、本件記事 を出版した株式会社毎日 新聞社及びウェブ版本件 記事を投稿した毎日新聞 出版株式会社に対し、本 件記事等が原告の名誉を 毀損するものであるから 削除されたい旨を通知す る内容証明郵便を送付し たこと
甲15 の2	郵便物等配達証明書	原 本	平成30年 1月4日	日本郵便 株式会社	同上
甲16 の1 ～ 甲16 の2	被告公式ホームペー ジ内のお問い合わせ ページのプリントア ウト書面 (https://tanakayasuo.m e/contact)	原 本	平成29年 12月28日	被告 ※「お問い合わ せ内容」欄記載 の文章作成者： 原告代理人	原告代理人が、平成29年 12月28日、被告に対し、 被告公式サイトのお問い 合わせページを通じて、 正式な抗議のための書面 送付先の照会を行ったこ と